資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年六月十八日であり、株主総会の決議は平成二十四年四月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月二十六日

掲載頁　八十一頁（号外第九十六号）

平成二十四年五月九日

茨城県高萩市上手綱字朝山三六四一番九

高萩ニッカン株式会社

代表取締役　東海林　淳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月九日

東京都江戸川区上篠崎三丁目九番一九号

開発屋工房合同会社

代表社員　岡本　誠

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百七億一千八百十五万三千五十一円、資本準備金の額を九十七億九千五百四十一万三千百四十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月二十五日

掲載頁　九十四頁（号外第九十五号）

平成二十四年五月九日

東京都港区港南二丁目一六番一号品川イーストワンタワー一四階

エム・セテック株式会社

代表取締役　謝　勝　傑

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年五月二十四日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年五月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年五月九日

東京都新宿区富久町八番二一号

グロー・ブリッジ株式会社

代表取締役　山田　睦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年五月二十四日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年五月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年五月九日

東京都新宿区富久町八番二一号

株式会社フォーセット

代表取締役　山田　睦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月九日

東京都港区芝四丁目七番八号

株式会社ミック経済研究所

代表取締役　有賀　章

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月九日

東京都中央区銀座六丁目九番六号

ダイアナ株式会社

代表取締役　髙橋　郁夫

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年六月十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年五月九日

兵庫県たつの市新宮町上笹二八六番地の六

富士株式会社

代表取締役　笹山　涼栄

限定承認公告

本籍兵庫県南あわじ市榎列下幡多二二八番、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　前田　秀二

右被相続人は平成二十四年一月二十日死亡し、その相続人は平成二十四年四月二十五日神戸家庭裁判所洲本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月九日

大阪市西淀川区姫島五丁目八番六号　ロー

タリーマンション二〇一号

相続財産管理人　小田　千穂

登録包括信用購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項後段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社東邦カード

代表者の氏名　代表取締役　髙荒　俊勝

本店の所在地　福島県福島市大町四番四号

その他の営業所の名称及び所在地

いわき事務所

福島県いわき市平字南町六四―二

二、廃止した営業所の名称及び所在地並びにその廃止の年月日　いわき事務所　福島県いわき市平字南町六四―二　平成二十四年三月三十一日

三、営業保証金の総額　金十五万円

取戻し営業保証金　金五万円

四、前項の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権の発生原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を掲載した申出書三通を東北経済産業局長に提出して下さい。

五、前項の申出書の提出がないときは、第三項の営業保証金は取戻されます。

平成二十四年五月九日

福島県福島市大町四番四号

株式会社東邦カード

代表取締役　髙荒　俊勝

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年六月十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年五月九日

東京都千代田区麹町三丁目一番地七

株式会社ギブテックス

代表取締役　野澤　保行

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年四月二十六日目次欄中（原稿誤り）				
二一		二	国際規制物質	国際規制物資
平成二十四年四月二日外務省告示第百十一号（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定に関する書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
五四	二	終りから五	三十日	三十一日
平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）厚生労働省告示第二百七十七号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件）（印刷誤り）				
二六九	上	終りから一二	5	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月九日付第一〇二号六四　ページ●同日付政府調達第八六号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）